

14) 空港施設北側の小河川及び北側進入灯部分の小河川は、ボックスカルバートを設置し、海までの水路を形成するとともに、回遊性の水生生物の往来の場としての機能を確保する。

空港施設北側の小河川及び北側進入灯部分の小河川は、ボックスカルバートを設置し、空港施設による上流部と下流部の水路を分断せず、海までの水路を形成するとともに、回遊性の水生生物の往来の場としての機能を確保する。

15) 航空障害灯の工事は人力作業を基本とする。

航空障害灯の工事は人力作業を基本とし、航空障害灯及び埋設ケーブル設置に伴う改変面積は、極めて小さい規模となるようにする。

16) 伐採樹木については、事業実施区域内でチップ化し、マルチング材等に可能な限り利用する。

17) 小型コウモリ類については、石垣島全体が小型コウモリ類の生息地であり、小型コウモリ類の個体数を将来とも衰退させることなく、維持するためには事業実施区域周辺のみにとどまらず、石垣島全体で考慮していく視点が重要であることから、長期的な視野で以下に示す環境保全配慮を行う。なお、環境保全配慮の検討・実施に当たっては、専門家の指導・助言を得ながら、適切に講ずるものとする。

(1) B、C、E洞窟の保全対策

事業実施区域及びその周辺の小型コウモリ類の予測に当たっては、事業実施に伴い、小型コウモリ類がねぐらとして利用しているB、C、E洞窟の洞口が改変され、ねぐらとして利用できなくなるものとして検討しているが、各洞窟は、地下水の水みちでもあり、地下の空洞としては残存する。各洞窟は、洞口の改変により工事中の小型コウモリ類の利用は困難であると考えられるが、空洞部分については、供用後において小型コウモリ類の利用が期待できることから、洞窟を保全すること、採餌場や移動経路とのつながりに配慮して、新たな洞口を設けることを以下のとおり検討した。

なお、これらの保全対策については、新石垣空港整備事業に係る小型コウモリ類検討委員会で検討を行い、基本的に理解が得られているが、実施に向けては、さらに専門家の指導・助言を得た上で、具体的な形状等を決定する。